

# 平成29年度教育委員会臨時会会議録

【日時】 平成30年3月13日（火）

【開会】 15時00分

【閉会】 15時47分

【場所】 教育文化会館 第6会議室

## 【出席委員】

教育長 渡邊 直美

教育長職務代理者 吉崎 静夫

委員 濱谷 由美子

委員 前田 博明

委員 小原 良

委員 中村 香

## 【出席職員】

教育次長 西 義行

教育委員会事務局担当部長 総合教育センター所長兼務 小松 典子

総務部長 小椋 信也

総務部担当部長 橋谷 由紀

教育環境整備推進室長 野本 宏一

学校教育部長 市川 洋

生涯学習部長 金子 浩美

庶務課長 池之上 健一

庶務課担当課長 山田 哲郎

企画課長 古内 久

職員部担当部長 石橋 俊治

企画課担当係長 金子 堅太郎

教職員人事課長 広瀬 進

企画課職員 住田 翔

学事課職員 北村 晃彦

調査・委員会担当係長 高橋 勉

書記 茅根 真帆

## 【署名人】

委員 小原 良

委員 中村 香

(15時00分 開会)

## 1 開会宣言

【渡邊教育長】

ただいまから、教育委員会臨時会を開会いたします。

## 2 開催時間

【渡邊教育長】

本日の会期は、15時00分から16時00分までといたします。

## 3 会議録の承認

【渡邊教育長】

11月の定例会及び臨時会の会議録を事前にお配りし、お目通しいただいていることと思いますが、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【渡邊教育長】

なお、修正等がございましたら、後ほど事務局まで申し出をお願いいたします。

## 4 傍聴（傍聴者 3名）

【渡邊教育長】

次に、傍聴でございます。本日は、傍聴の申し出がございますので、「川崎市教育委員会会議規則」第13条の規定により、許可することに異議はございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【渡邊教育長】

また、「川崎市教育委員会傍聴人規則」第2条の規定により、本日の傍聴人の定員を20名程度とし、先着順としてよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

**【渡邊教育長】**

それでは、異議なしとして傍聴を許可します。

## 5 非公開案件

**【渡邊教育長】**

本日の日程は、配布のとおりでございますが、議案第78号は人事管理にかかる内容のため、公開することにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼす恐れがあるため、この案件を非公開とすることによってよろしいでしょうか。

**【各委員】**

<了承>

**【渡邊教育長】**

それでは、異議なしとしてそのように決定いたします。

## 6 署名人

**【渡邊教育長】**

次に、署名人でございます。本日の会議録署名人は、「川崎市教育委員会会議規則」第15条の規定により、小原委員と中村委員をお願いいたします。

## 7 報告事項 I

報告事項 No. 1 陳情第3号（川崎市教育委員会の傍聴者の市民が録音することで各教育委員が意識して自由に発言ができなくなるかどうか各教育委員にアンケート調査を求める陳情）の報告について

**【渡邊教育長】**

それではまず、報告事項に入ります。

「報告事項 No. 1 陳情第3号（川崎市教育委員会の傍聴者の市民が録音することで各教育委員が意識して自由に発言ができなくなるかどうか各教育委員にアンケート調査を求める陳情）の報告について」でございます。

まず、説明を庶務課担当課長をお願いいたします。

**【山田庶務課担当課長】**

教育委員会宛、陳情を受けつけましたので、御報告いたします。

はじめに、書記より読み上げさせていただきます。

－陳情第3号読上げ－

**【山田庶務課担当課長】**

本日の教育委員会では、陳情の取扱いについて御協議いただきたいと存じます。  
また、陳情者からは、意見陳述は希望しない旨の申し出がございました。  
それでは、御協議のほどよろしくお願いたします。

**【渡邊教育長】**

以上のおり説明をいただきました。

ただいま報告がありました、陳情第3号の取扱いについてでございますけれども、本市では現在音声データ消去にかかる訴訟を遂行中ということでございます。

従いまして、この陳情につきましても、慎重に取扱う必要があるものというふうに私は考えております。

「川崎市教育委員会請願等取扱要綱」というものがございまして、この第3条の第3項がございしますが、「別表のいずれかに該当すると教育長が判断したときは、会議で確認の上、審議を行わないことができる。」という定めがございます。どのようなものがそこに該当するかという中で、別表がございすけれども、別表の第2項の中に、「係属中の裁判事件に干渉するものなど、司法権の独立を侵すおそれのあるもの」、このように定めているものでございます。

従いまして、私といたしましては、この陳情はただいま申し上げたところに該当するのではないかというふうに判断いたしまして、これにつきましては審議を行わないことが適当ではあるというふうに考えるところでございますが、委員の皆さん、いかがでしょうか。

特に御異議がないようでしたらば、その判断でよろしいですか。

**【各委員】**

<了承>

**【渡邊教育長】**

それでは、改めてただいま申し上げました、陳情第3号の取扱いでございますが、審議を行わないということによろしいでしょうか。

**【各委員】**

<承認>

**【渡邊教育長】**

それでは、そのように決定させていただきます。

**報告事項 No. 2 請願第 2 号（2019 年度使用教科書の採択に関し「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の趣旨を踏まえた手順で採択を求める請願）の報告について**

**【渡邊教育長】**

次に、報告事項 No. 2 でございます。「請願第 2 号（2019 年度使用教科書の採択に関し「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の趣旨を踏まえた手順で採択を求める請）の報告について」でございます。

まず説明を庶務課担当課長をお願いいたします。

**【山田庶務課担当課長】**

教育委員会宛の請願を受けつけましたので、御報告いたします。

はじめに、書記より読み上げさせていただきます。

— 請願第 2 号読上げ —

**【山田庶務課担当課長】**

本日の教育委員会では、請願の取扱いについて御協議いただきたいと存じます。

また、請願者より意見陳述を希望する旨の申し出がございましたので、意見陳述の可否について、また、認める場合は何分程度とするか御審議いただきたいと存じます。

以上でございます。御協議のほど、よろしくをお願いいたします。

**【渡邊教育長】**

以上のとおり説明をいただきました。

ただいま報告のありました、請願第 2 号の取扱いについてでございますけれども、今後審議していくということによろしいでしょうか。

**【各委員】**

<了承>

**【渡邊教育長】**

次に、その請願の意見陳述についてということでございますけれども、これを認め、その時間につきましては 10 分程度ということではいかがでしょうか。

**【各委員】**

<了承>

**【渡邊教育長】**

それでは、そのように決定させていただきます。

## 8 議事事項 I

### 議案第 77 号 麻生区通学区域の一部変更について

#### 【渡邊教育長】

続きまして、議事事項にはいります。議事事項の I です。

「議案第 77 号 麻生区通学区域の一部変更について」でございます。説明を企画課長にお願いいたします。

#### 【古内企画課長】

よろしくお願いいたします。

議案の 77 号、お手元でございますように、麻生区通学区域の一部変更でございます。通学区域の一部変更につきましては、前回宮前区で同様のケース、通学区域に 2 つの学校が接しているところで、現状にそぐわないような状況が幾つか散見される場所について、影響の少ないといえますか、現状変更において児童生徒に影響のないところを選びながら現状に即した変更をさせていただくという内容でございます。

ごらんいただきましたように、今回は麻生区の王禅寺地区を中心に都合 7 カ所での変更を行ってまいりたいと考えております。

それぞれに御説明をさせていただきますので、恐れ入りますが、3 ページに 7 地区ありますが、今回は代表的な例で、1、2、3 をまとめたものがございます。①は王禅寺東 1 丁目の 17 番・黄色くなっている部分が、1 号から 5 号まででございます。

②番は、王禅寺東 1 丁目 18 番の 24 号という号数でございます。

③は王禅寺の同じく東 1 丁目の 19 番ということで、何丁目何番何号の、何番というところというと、17 番、18 番、19 番というふうに、数字がつながった地域、一帯の地域というふうにお考えいただければと思います。

上の表をごらんいただきますと、紫色の線が小学校の学区境と、中学校の学区境が重なりあっていまして、通常小学校を青、中学校を赤で示しているんですが、これはたまたま重なって紫色になっていますが、そういうことだというふうに御理解をいただきたいと思っております。

わかりやすく申し上げますと、小学校で御説明をさせていただきますと、表の左上半分が南百合丘小学校区になりまして、線の右下になります、王禅寺中央小学校区という 2 つの学区境ということになります。

代表的なところは②番でございます。②番は、住居表示で申し上げますと、王禅寺東 1 丁目の 18 番という中の 24 号が、18 番として一帯の中で、この 24 号という黄色い部分だけが王禅寺中央小学校区側へ南百合丘小学校区が半島のように突き出しているという状況でございます。

現在、この状況が、なぜこのような状況が残っているかという詳細な状況については、にわかには図りかねるところがございまして、恐らくというところで、ちょっと推測がまじって大変申しわけないんですが、後でここに住居ができて、住居表示の 24 号というのが、恐らくおくれつついたような関係で、それまで古いのは南百合丘小学校、昭和 44 年に南百合丘小学校ができて、その後、今王禅寺中央小学校になっておりますが、前身である王禅寺小学校は昭和 54 年と

ということで、おくれてできているのが王禅寺中央小学校の前身の王禅寺小学校でございますので、その間学区が分かれたときにこのような住居表示の関係で、残地として残った部分というふうに推測されるところです。

今回は、これらを下の表の赤い点線のように、基本的には番表示の多く残っている側に寄せるというような措置を取りまして、学区境をきれいにならしていくというような作業をさせていただければと思っております。

もう1枚おめくりをいただきますと、今度は4つ目の事例なんですけど、これもまた非常に奇妙なところなんですけど、先ほど申し上げましたように、学区境が小学校区と中学校が重なっているところは紫色の表示になっておりますが、その王禅寺東1丁目の34番の中の4号だけが小学校区と中学校区が分かれておりまして、中学校区だけがこのような切り欠きの状況になっているというものでございます。ここは、34番表示に4号の部分も取り込む形になりますと、王禅寺中央中学校区に現在長沢中学校区にあるこの切り欠きの部分を寄せるというような措置をとるときれいになるということになります。

というような、大体同じようなところでございます。

5ページの⑤番目につきましては、王禅寺東5丁目の47番の21から28号という黄色表示が、この47番の多くを占めるほう側の王禅寺中央小学校区あるいは中学校区が重なっておりますので、こちらに合わせると東柿生小学校区、もしくは柿生中学校区から王禅寺側に寄せるという関係であります。

もう1枚おめくりいただきますと、⑥番目は王禅寺西4丁目の2番の28から36号でございますが、ここだけはですね、線はきれいに引かれているんですけども、やはり番表示ですと王禅寺西4丁目2番の中に学区が通過しているところを、4丁目2番は一つの麻生中学校区のほうに寄せるという取り扱いをさせていただくような形です。

最後になります、7ページでございます。上麻生7丁目39番、1から6号について、こちらは東柿生小学校区と柿生小学校区の境でございますが、こちらの上麻生7丁目39番の一部、1から6号だけが東柿生小学校区に入っておりますが、こちら柿生小学校区のほうに寄せて39番は一体として柿生小学校に統合すると、線はきれいに引かれる。

いずれも現在住んでいる方はいらっしゃいますが、児童生徒につきましては、一人もいらっしゃらないということでございまして、こういった形で学区の変更につきましては、すみません、お手元になくて申しわけございません。このような形でお知らせ、ポスティングをさせていただいて、何か御意見があるときには、企画課のほうに御意見を寄せていただけるようお願いしているところでございます。お電話等の問い合わせ等もでございます。入組んでいるところで、非常にわかりにくいというふうなお声もいただいているところでございますので、このような変更をさせていただければというふうに思っております。

なお、最初の議案書のほうの施行日のほうをごらんいただきますと、4月の6日、30年の4月の6日となっております。これも12月のときにもちょっと、1月の1日でないということです。今回は、4月の1日ではなくて6日になる理由につきましては、現在既に今いるお子さんはいらっしゃらないんですけど、今年度、来年の4月以降に入学される手続として通学区域については変更前の状況をお知らせしているところでございます。ですので、仮にこれを4月1日となってしまうと、4月の5日の入学の間に、万が一転居がある場合については、区役所での就

学手続等に影響が出てきてしまうということもございまして、学事課と調整をした上で、4月の6日、入学式以降の取り扱いにしてほしいということで、その意向を受けての4月6日付けということになっております。

説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

**【渡邊教育長】**

以上のとおり説明をいただきました。

何か御質問等ございますでしょうか。

中村委員、どうぞ。

**【中村委員】**

今、お子さんがいらっしゃらないから影響はないということなんですけれども、もしかしたらこれから家が分割とかしてお子さんが増える可能性もあったりするわけですよね。それで伺いたいんですけれども、見たところ大丈夫かなとは思いますが、学区がかわったことによって、通学的に問題はないんですか。例えば、地図上はわからないんですけれども、すごく大きな坂があるとか、大通りがあるとか、階段があったとか。

**【古内企画課長】**

この地区については全て職員のほうで実地に調査をして、調査済で、このような結果です。ですから、対象となるところは実は、場合というか、どれくらいあるかですけれども、面的にはかなり見た上でここが影響が少ない、あるいは妥当であろうというところをピックアップさせていただいているというふうに御理解をいただければと思います。

**【中村委員】**

ありがとうございます。

**【渡邊教育長】**

変更によって、危険等が生じることがないというお話ですね。

**【小原委員】**

よろしいですか。

**【渡邊教育長】**

小原委員どうぞ。

**【小原委員】**

参考までに教えてほしいんですけど、この、今変える場所というのは、これは町内会はどういう感じになっていますか。町内会で切れてしまうとか、そういうのはあります。

**【古内企画課長】**

基本的には町会は今の地番に由来するか、住居表示に由来するかはそれぞれだとは思いますが、まちなつながりと学区の境が一致していることが望ましいというふうには考えています。ここら辺でも、こういった状況になっていますので、それも是正される方向にはあると思います。

**【小原委員】**

なってくるんですね。わかりました、ありがとうございます。

**【渡邊教育長】**

他の委員さん、よろしいですか。

それでは、ただいまの議案第77号でございますが、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

**【各委員】**

<可決>

**【渡邊教育長】**

それでは、議案第77号は原案のとおり可決いたします。

**【渡邊教育長】**

それでは傍聴人の方に申し上げます。会議開催当初にお諮りし決定したとおり、これからは非公開の案件となりますので、「川崎市教育委員会傍聴人規則」第6条の規定に基づきまして、傍聴人の方は御退出くださいますよう、お願いいたします。

<以下、非公開>

## 9 議事事項Ⅱ

### 議案第78号 人事について

広瀬教職員人事課長が説明した。

渡邊教育長が会議に諮った結果、議案第78号は原案のとおり可決された。

## 10 閉会宣言

【渡邊教育長】

本日の会議はこれもちまして終了いたします。お疲れさまでした。

(15時47分 閉会)